

産業廃棄物処理計画書

2025年 4月 30日

豊 田 市 長 殿

提出者

住 所 愛知県豊田市元宮町2-25

氏 名 安山建設株式会社

代表取締役 安山 龍昭

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0565-31-1999

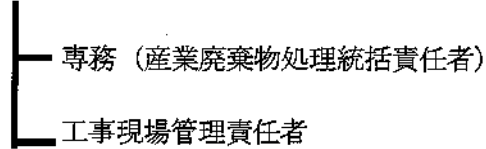
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	安山建設株式会社
事業場の所在地	愛知県豊田市元宮町2-25
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0621:土木工事業
② 事業の規模	元請完成工事高:56,670万円
③ 従業員数	30人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	建設工事 がれき類→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、木材チップとして再資源化 廃プラスチック類→再生処理業者に委託し、原料として再資源化 混合物→中間処理業者に委託し、分別 汚泥→中間処理業者に委託し、脱水後、再生土砂として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

社長（廃棄物担当役員）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	木くず	汚泥
	排出量	788 t	4 t	140 t	4 t
	産業廃棄物の種類	混合物			
	排出量	448 t			
	(これまでに実施した取組) ・ 特に実施してない。				
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	木くず	汚泥
	排出量	750 t	2 t	130 t	2 t
	産業廃棄物の種類	混合物			
	排出量	400 t			
	(今後実施する予定の取組) ・ 工法の改善による産業廃棄物の減少。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック類、木くず、がれき類はそれぞれに分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特になし。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
③ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項							
① 現状	【前年度（ 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t					
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない						
② 計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t					
	(今後実施する予定の取組) ・特に実施していない						
産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	木くず	汚泥	混合物	
	全処理委託量	788 t	4 t	140 t	4 t	448 t	
	優良認定処理業者への処理委託量	—	—	—	—	—	
	再生利用業者への処理委託量	788 t	4 t	140 t	4 t	448 t	
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—	
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。						

(第5面)

② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラ	木くず	汚泥	混合物
	全 処 理 委 託 量	750 t	2 t	130 t	2 t	400 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	750 t	2 t	130 t	2 t	400 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—	—
	(今後実施する予定の取り組み) ・可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定する また、再生利用、熱回収が可能な廃棄物については再生利用業者、 熱回収業者へ処理を委託する。					
※事務処理欄						